

■6月23日▶29日は男女共同参画週間です

キャッチフレーズ

だれもがどれも選べる社会に

今年度のキャッチフレーズは、「男女ともに自らの個性と能力を最大限に発揮できる社会を実現していくためのキャッチフレーズ」をテーマに選ばれました。誰もが「自分らしい選択ができる」ためには、「無意識の思い込み」に気づくことが大切です。問▶生活総務課女性活躍推進担当☎(888)5650



ポスター

男女共生 パネル展開催中!

女性活躍推進などのパネル、図書館では関連図書などの展示を行います。



【場所と期間】

- きららとしよかん明德館、県中央男女共同参画センター…6月30日(日)まで
- 市役所1階市民ホール…7月1日(月)まで

「アンコンシャス・バイアス」(無意識の思い込み)とは



アンコンシャス・バイアスは「無意識の思い込み」「無意識の偏見」ともいわれる、自分自身では気づいていない偏ったモノの見方や捉え方のことです。この「偏り」は、自分自身の過去の経験や周囲の環境の影響で自然に形成されるもので、誰もがもっているものです。

アンコンシャス・バイアスそのものは、良いものでも悪いものでもありませんが、「思い込み」が、自分や周囲の人にどう影響しているのかを考えてみることは大切です。

例えば、「家事・育児は女性の仕事だ」という価値観によって、「育児中の女性には、重要な仕事を任せない」と一方的に判断した時、それが「思いやり」のつもりであっても、当事者の女性にとっては、「思い込み」になってしまう可能性があります。

身近な「アンコンシャス・バイアス」をチェック

～こんなことを聞いたこと・考えたことはありませんか～

アンコンシャス・バイアスは、日常の中にあふれています。いくつかの例を挙げていますので、何か違和感がないか、少し意識して探してみてください。

■家庭内で/子どもに対して

- 病気の子どもの看病は母親がすべきだ
- 男の子はままごとなんてしないで外で遊ぶべきだ
- 女の子にだけ家事の手伝いをさせる
- 女の子に理系の進路は向いていない

■職場で

- 組織のリーダーは男性が向いている
- 女性は気配りが得意だからサポート役に向いている
- 男性は育児休暇を取る必要がない
- 定時で帰る社員はやる気がない

■その他

- 血液型で人の性格を判断する
- 警察官は「厳格な男性」、保育士は「優しい女性」をイメージする
- 女性には女性らしい感性があるものだ
- これまでの慣例は変えるべきではない

「アンコンシャス・バイアス」に気づくには



アンコンシャス・バイアスによる言動や態度で、気づかないうちに誰かを傷つけたり、個人の可能性や選択の幅を狭めてしまわないように、自分にとっての「当たり前」が、他者にとってはそうでない可能性があることを意識することが大切です。

以下のような“決めつけ言葉”を使いそうになった時は、「誰にとっても当てはまるか」を一度考えてみましょう。また、「若い人は〇〇」「日本人は〇〇」といった主語の範囲が大きい場合は、思い込みが表れやすいので、気をつけてみましょう。

意識しよう! 決めつけ言葉

- 価値観の決めつけ…「普通は〇〇だ」「〇〇が常識だ」
- 理想像の決めつけ…「〇〇すべきだ」「〇〇でないダメだ」
- 能力・可能性の決めつけ…「無理だろう」「できるわけない」



相手の気持ちも自分の気持ちも大切に みんなの可能性を広げよう!

アンコンシャス・バイアスを相手に押しつけないためには、「あなたはどう思う?」とコミュニケーションをとることが大切です。また、「〇〇しなければいけない」という考え方が、自分自身を縛り付けていないか振り返ってみましょう。「相手はどうしたいのか」「自分はどう思うか」という相手も自分も大切にコミュニケーションで、周囲の人たちとの信頼関係を深めることで、誰もが「自分らしい選択」をすることができるようになります。

自分らしい進路・働き方・暮らしという自分自身による選択を積み重ねることで、たくさんの可能性が広がっていきます。誰もが個性や能力を発揮して、自分らしくいきいきと過ごすことができるよう、一歩踏み出してみませんか。

つながろうよ 国民健康保険で 笑顔の輪



令和6年度の国民健康保険税納税通知書を7月1日(月)に発送します

問い合わせは 国保年金課へ

- 課税内容、軽減・減免制度、特別徴収▶賦課担当☎(888)5632
- 納付▶収納推進室収納担当☎(888)5635
- 減額認定証▶給付担当☎(888)5630
- 口座振替▶収納推進室管理担当☎(888)5634
- 脱退の手続き▶国保年金資格担当☎(888)5633

納税義務者は世帯主です▶納税通知書は世帯主のかたに送付しています。世帯主が社会保険に加入していて通知書が届いたときは、通知書の2枚目の個人別内訳でご家族に加入者がいないかご確認ください。



*以前国保に加入していたかたが、現在他保険に加入している場合は、ご自身で脱退手続きが必要になります。

- ▶未就学児の均等割を軽減▶5割減額します。
- ▶一部の課税限度額を変更▶支援分22万円→24万円

国保税の特別徴収▶偶数月に世帯主に支給される年金から世帯分が引き落としになります。

倒産・解雇・雇い止めなどで離職されたかた▶離職日翌日において65歳未満で、雇用保険受給資格者証などの離職理由によっては、国保税が軽減される場合があります(申告が必要)。

介護分(介護保険料にあたる部分)は40~64歳のかたに課税されます▶40歳になるかたは…誕生日から年度末までの介護分を月割りで計算し、これを加算した税額の通知書を改めてお送りします。

65歳になるかたは…あらかじめ誕生日の前月までの介護分を月割りで計算して、各納期に振り分けています。

75歳になるかた▶誕生日から後期高齢者医療保険に加入することとなるため、国保の資格がなくなります。

国保税は、あらかじめ誕生月の前月までの分を月割りで計算し、各納期に振り分けています。

*世帯主が後期高齢者医療保険に移行しても、同じ世帯に他加入者がいる場合は、世帯主へ通知書が送付されます。

後期高齢者医療保険加入者のいる世帯の軽減▶国保加入者が後期高齢者医療保険に移行し、同じ世帯の国保加入者が1人になったとき、医療分と支援分の平等割額を、初めの5年間は2分の1、6~8年目の3年間は4分の1の額を減額します。

勤務先の健康保険など(国保組合を除く)から後期高齢者医療保険に加入したかたの被扶養者で、65歳以上のかたが国保に加入したとき、そのかたの所得割額の全額と、資格取得日の月以後2年を経過するまでのあいだ均等割額の2分の1の額を減免します。

産前産後期間相当分の国保税の軽減▶令和5年11月1日以降に出産した(または出産予定)国保加入者の所得割額と均等割額を軽減します(届出が必要)。

第1期の減免申請期限は7月24日(水)▶各納期限前7日が申請期限です。期限を過ぎると減免対象ではなくなるため、ご注意ください。

国保に加入している70~74歳のかたの「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請

世帯全員が市民税非課税のかた…入院時の医療費と食事代などが減額される「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」が申請により交付されます

下表「現役並みⅡ・Ⅰ」のかた…医療費の支払いが限度額までとなる「限度額適用認定証」が申請により交付されます

*いずれの対象者にも申請書を6月21日(金)にお送りします。申請期限は7月5日(金)です。

*マイナンバーカードを健康保険証として利用する場合は、原則手続きをしなくても限度額の適用を受けることができます。

自己負担限度額(1か月)	市民税課税世帯	高齢受給者証の一部負担金の割合の欄が3割のかた	現役並み所得者	現役並みⅢ 課税所得690万円以上	外来+入院(世帯)▶ 252,600円+(総医療費-842,000円)×1% (140,100円※)
			現役並みⅡ 課税所得380万円以上	▶ 167,400円+(総医療費-558,000円)×1% (93,000円※)	
			現役並みⅠ 課税所得145万円以上	▶ 80,100円+(総医療費-267,000円)×1% (44,400円※)	
	市民税非課税世帯	高齢受給者証の一部負担金の割合の欄が2割のかた	一般	外来▶ 18,000円	外来+入院(世帯)▶ 57,600円 (44,400円※)
			認定証の適用区分が区分Ⅱ	低Ⅱ	▶ 8,000円
		認定証の適用区分が区分Ⅰ	低Ⅰ		▶ 15,000円

※過去12か月以内に4回以上、世帯の自己負担限度額に達した場合、4回目から「多数該当」となり自己負担限度額が下がります。